地方公共団体コード						表番号	
0	3	2	0	5	1	6	9

第69表　納税義務者数に関する調

都道府県名	岩手県
市町村名	花巻市

区分 / 個人・法人の別	行番号	(1) 総数 (イ)(人)	(2) 法定免税点未満のもの (ロ)(人)	(3) 法定免税点以上のもの (イ)-(ロ) (ハ)(人)
個人	010	2,920	2,579	341
法人	020	1,872	807	1,065
合計	030	4,792	3,386	1,406

地方公共団体コード						表番号	
0	3	2	0	5	1	7	0

第70表　償却資産の価格等に関する調（市町村計）

都道府県名	岩手県
市町村名	花巻市

種類		行番号	(1) 決定価格（千円）	(2) 課税標準額（千円）	(3) 課税標準額の内訳 課税標準の特例規定の適用を受けるもの（イ）（千円）	(4) 課税標準額の内訳 （イ）以外のもの（ロ）（千円）
市町村長が価格等を決定したもの	構築物	010	14,688,196	14,662,888	15,414	14,647,474
	機械及び装置	020	31,677,021	30,876,171	106,784	30,769,387
	船舶	030	67	67		67
	航空機	040	40	40		40
	車両及び運搬具	050	421,254	421,254		421,254
	工具，器具及び備品	060	8,443,500	8,440,140	6	8,440,134
	小計（ハ）	070	55,230,078	54,400,560	122,204	54,278,356
法第十九条三百八関係	総務大臣が価格等を決定し，配分したもの	080	46,658,998	42,534,024		
	道府県知事が価格等を決定し，配分したもの	090				
	小計（ニ）	100	46,658,998	42,534,024		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの（ホ）		110				
合計（ハ）＋（ニ）＋（ホ）		120	101,889,076	96,934,584		
同内上訳	市町村分の額	130		96,934,584		
	道府県分の額	140				

地方公共団体コード						表番号	
0	3	2	0	5	1	7	1

第71表　償却資産の価格等に関する調（個人分）

都道府県名	岩手県
市町村名	花巻市

種類		行番号	(1) 決定価格（千円）	(2) 課税標準額（千円）	(3) 課税標準額の内訳 課税標準の特例規定の適用を受けるもの（イ）（千円）	(4) 課税標準額の内訳 （イ）以外のもの（ロ）（千円）
市町村長が価格等を決定したもの	構築物	010	419,075	419,075		419,075
	機械及び装置	020	1,249,320	1,249,320		1,249,320
	船舶	030		0		
	航空機	040		0		
	車両及び運搬具	050	6,187	6,187		6,187
	工具，器具及び備品	060	256,286	256,286		256,286
	小計（ハ）	070	1,930,868	1,930,868	0	1,930,868
法十九条第三百八関係	総務大臣が価格等を決定し，配分したもの	080				
	道府県知事が価格等を決定し，配分したもの	090				
	小計（ニ）	100	0	0		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの（ホ）		110				
合計（ハ）＋（ニ）＋（ホ）		120	1,930,868	1,930,868		
同内上訳	市町村分の額	130		1,930,868		
	道府県分の額	140				

地方公共団体コード						表番号	
0	3	2	0	5	1	7	2

第72表　償却資産の価格等に関する調（法人分）

都道府県名	岩手県
市町村名	花巻市

種類		行番号	(1) 決定価格（千円）	(2) 課税標準額（千円）	(3) 課税標準額の内訳 課税標準の特例規定の適用を受けるもの（イ）（千円）	(4) 課税標準額の内訳 （イ）以外のもの（ロ）（千円）
市町村長が価格等を決定したもの	構築物	010	14,269,121	14,243,813	15,414	14,228,399
	機械及び装置	020	30,427,701	29,626,851	106,784	29,520,067
	船舶	030	67	67		67
	航空機	040	40	40		40
	車両及び運搬具	050	415,067	415,067		415,067
	工具，器具及び備品	060	8,187,214	8,183,854	6	8,183,848
	小計（ハ）	070	53,299,210	52,469,692	122,204	52,347,488
法第十九条第三百八関係	総務大臣が価格等を決定し，配分したもの	080	46,658,998	42,534,024		
	道府県知事が価格等を決定し，配分したもの	090				
	小計（ニ）	100	46,658,998	42,534,024		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの（ホ）		110				
合計（ハ）＋（ニ）＋（ホ）		120	99,958,208	95,003,716		
同内上訳	市町村分の額	130		95,003,716		
	道府県分の額	140				

地方公共団体コード						表番号	
0	3	2	0	5	1	7	3

第73表　市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（１）
（法第349条の３、法第349条の３の４関係）

都道府県名　岩手県

市町村名　花巻市

区分			行番号	(1) 決定価格 (A)（千円）	(2) 課税標準の特例率 (B)/(C) (B)	(3) 課税標準の特例率 (B)/(C) (C)	(4) 課税標準額 (A)×(B)/(C) (D)（千円）
法第三百四十九条の三	第１項	（新線構築物）	010		1	3	
			020		2	3	
		（新線立体交差化施設）	030		1	6	
			040		1	3	
	第２項	（ガス事業用資産）	050	67,594	1	3	22,531
			060	24,314	2	3	16,210
	第３項	（農業協同組合等共同利用機械）	070	83,411	1	2	41,706
	第４項	（外航船舶）	080		1	6	
		（準外航船舶）	090		1	4	
	第５項	（内航船舶）	100		1	2	
	第６項	（離島航路事業用内航船舶（349条の3⑤との連乗後））	110		1	6	
	第７項	（国際路線用航空機）	120		1	5	
			130		1	10	
			140		2	15	
	第８項	（離島路線用航空機）	150		1	3	
			160		2	3	
		（小型離島航空機）	170		1	4	
	第９項	（日本放送協会）	180	11,057	1	2	5,528
	第10項	（日本原子力開発機構）	190		1	3	
			200		2	3	
	第12項	（新幹線に係る鉄軌道用資産）	210		1	6	
			220		1	3	

地方公共団体コード	表番号
0 3 2 0 5 1	7 3

第73表　市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（１）
（法第349条の３、法第349条の３の４関係つづき）

都道府県名　岩手県

市町村名　花巻市

区分			行番号	(1) 決定価格 (A)（千円）	(2) 課税標準の特例率 (B)/(C) (B)	(3) 課税標準の特例率 (B)/(C) (C)	(4) 課税標準額 (A)×(B)/(C)（千円） (D)
法第三百四十九条の三	第 13 項	①(青函・本四 鉄道施設)	230		1	6	
		②(青函・本四 新線構築物)	240		1	18	
			250		1	9	
		③(青函・本四 新線立体交差化施設)	260		1	36	
			270		1	18	
		④(青函・本四 変・送電用資産)	280		1	10	
	第 14 項	(河川事業鉄軌道用資産)	290		2	3	
			300		5	6	
			310		1	6	
			320		1	3	
	第 15 項	(宇宙航空研究開発機構)	330		1	3	
			340		2	3	
	第 16 項	(海洋研究開発機構)	350		1	3	
			360		2	3	
	第 17 項	(水資源機構)	370		1	2	
			380		3	4	
	第 18 項	①(特定地方交通線)	390		1	4	
		②(新線構築物)	400		1	12	
			410		1	6	
		③(新線立体交差化施設)	420		1	24	
			430		1	12	
		④(河川事業鉄軌道用資産)	440		1	6	
			450		5	24	
			460		1	24	
			470		1	12	
		⑤(変・送電用資産)	480		3	20	

地方公共団体コード	表番号
0 3 2 0 5 1	7 3

第73表　市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（１）
（法第349条の３、法第349条の３の４関係つづき）

都道府県名　岩手県

市町村名　花巻市

区分		行番号	(1) 決定価格 (A)（千円）	(2) 課税標準の特例率 (B)/(C) (B)	(3) 課税標準の特例率 (B)/(C) (C)	(4) 課税標準額 (A)×(B)/(C) (D)（千円）
法第三百四十九条の三	第 19 項（新ｴﾈﾙｷﾞｰ・産業技術総合開発機構）	490		1	3	
		500		2	3	
	第 20 項（科学技術振興機構）	510		1	2	
	第 22 項（新関西国際空港㈱）	520		1	2	
	第 23 項（信用協同組合等）	530		3	5	
	第 24 項（変・送電用資産(鉄道事業用)）	540		3	5	
	第 25 項（中部国際空港㈱）	550		1	2	
	第 26 項（外国貿易用コンテナー）	560		4	5	
	第 27 項（家庭的保育事業）（地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分）	570		1	3	
	第 28 項（居宅訪問型保育事業）（地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分）	580		1	3	
	第 29 項（事業所内保育事業）（地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分）	590		1	3	
	第 30 項（認定生活困窮者就労訓練事業）	600		1	2	
	第 31 項（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）	610		1	3	
		620		2	3	
	（国立研究開発法人科学技術振興機構からの譲渡）	630		1	2	
	第 32 項（量子科学技術研究開発機構）	640		1	3	
		650		2	3	
	第 33 項（世界遺産）	660		1	3	
法第349条の３の４	（被災代替償却資産）	670		1	2	
合計		680	186,376	－	－	85,975

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「－」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
0	3	2	0	5	1	7	4

第74表　市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（２）
（法第349条の３、法第349条の３の４関係）

都道府県名　岩手県

市町村名　花巻市

区分			行番号	(1) 決定価格 (A)（千円）	(2) 課税標準の特例率 (B)	(3) 課税標準の特例率 (C)	(4) 課税標準額 (A)×(B)/(C)（D）（千円）
法第三百四十九条の三	旧 第１項	（送電用資産・電気事業用）	010		1	3	
			020		2	3	
		（変電所・電気事業用）	030		3	5	
			040		3	4	
	旧 第２項	（ガス事業用資産）	050		2	3	
			060		5	6	
	旧 第13項	（立体交差化施設）	070		－	－	
	旧 第18項	（熱供給事業用資産）	080		1	3	
			090		2	3	
	旧 第19項	（地下道又は跨線道路橋）	100		1	2	
	旧 第21項	（車庫構築物・立体交差化施設）	110		1	3	
	旧 第27項	（生物系特定産業技術研究推進機構）	120		1	6	
			130		1	3	
	旧 第24項	（特定鉄道路線構築物）	140		1	2	
	旧 第25項	（日本電気計器検定所）	150		1	2	
			160		1	3	
			170		1	6	
	旧 第26項	（日本消防検定協会）	180		1	2	
			190		1	3	
			200		1	6	
	旧 第27項	（小型船舶検査機構）	210		1	2	
			220		1	3	
			230		1	6	
	旧 第28項	（軽自動車検査協会）	240		1	2	
			250		1	3	
			260		1	6	
	旧 第31項	（社会保険診療報酬支払基金）	270		1	3	
			280		1	6	

地方公共団体コード						表番号	
0	3	2	0	5	1	7	4

第74表　市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（２）
（法第349条の３、法第349条の３の４関係つづき）

都道府県名　岩手県

市町村名　花巻市

区分		行番号	(1) 決定価格 (A)（千円）	(2) 課税標準の特例率 (B)	(3) 課税標準の特例率 (C)	(4) 課税標準額 (A)×(B)/(C) (D)（千円）
法第三百四十九条の三	旧第32項（高圧ガス保安協会）	290		1	2	
		300		1	3	
		310		1	6	
	旧第32項（自動車安全運転センター）	320		1	3	
		330		1	6	
	旧第33項（郵便貯金・簡易生命保険管理機構）	340		1	2	
	旧第34項（有線放送電話業務用資産）	350		2	3	
		360		1	2	
		370		1	6	
	合計	380	0	－	－	0

地方公共団体コード	表番号
0 3 2 0 5 1	7 5

第75表　市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（３）
（法附則第15条関係）

都道府県名　岩手県

市町村名　花巻市

区分		行番号	(1) 決定価格 (A)（千円）	(2) 課税標準の特例率 (B)	(3) 課税標準の特例率 (C)	(4) 課税標準額 (A)×(B)/(C)（D）（千円）
法附則第十五条	第１項（倉庫等）	010		1	2	
		020		3	4	
	第２項（公共の危害防止施設等）	030		1	2	
		040		2	3	
		050	780	1	3	260
		060		3	4	
		070	6,860	1	6	1,143
	1号（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	080	9,018	1	2	4,509
	5号（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	090		3	4	
	旧2号（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	100		－	－	
	フッ素系溶剤（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	110		－	－	
	第３項（国内路線用航空機）	120		2	5	
		130		1	4	
		140		3	8	
		150		2	3	
	第４項（沖縄電力㈱）	160		2	3	
	第５項（大規模地震防災応急対策用資産）	170		2	3	
	第６項（日本貨物鉄道㈱の新造車両）	180		2	3	
	第７項（低公害車燃料等供給施設）	190		1	2	
		200		3	4	
		210		5	6	

※地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「－」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
0 3 2 0 5 1	7 5

第75表　市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（３）
（法附則第15条関係つづき）

都道府県名　岩手県
市町村名　花巻市

区分			行番号	(1) 決定価格 (A)（千円）	(2) 課税標準の特例率 (B)	(3) 課税標準の特例率 (C)	(4) 課税標準額 (A)×(B)/(C)（D）（千円）
法附則第十五条	第８項（国際船舶）		220		1	18	
		（うち特定船舶適用分）	230		1	36	
	第９項	①（特定鉄道事業譲受資産）	240		1	2	
		②（新線構築物）	250		1	6	
			260		1	3	
		③（立体交差化施設）	270		1	12	
			280		1	6	
		④（河川事業鉄軌道用資産）	290		1	3	
			300		5	12	
			310		1	12	
			320		1	6	
		⑤（変・送電用資産）	330		3	10	
	第10項（鉄道車両安全向上設備）		340		1	3	
	第11項（低床車両）		350		1	3	
	第12項（新造改良車両（鉄道事業））		360		2	3	
			370		3	5	
	第13項（PFI公共施設）		380		1	2	
	第14項	（都市再生緊急整備地域）（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	390		－	－	
		（特定都市再生緊急整備地域）（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	400		－	－	
	第15項（都市鉄道施設）		410		2	3	
	第16項（外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例）		420		1	2	
			430		3	5	

※地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「－」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
0 3 2 0 5 1	7 5

第75表　市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（３）
（法附則第15条関係つづき）

都道府県名　岩手県
市町村名　花巻市

区分			行番号	(1) 決定価格 (A)（千円）	(2) 課税標準の特例率 (B) (B)	(3) 課税標準の特例率 (C) (C)	(4) 課税標準額 (A)×(B)/(C)（千円） (D)
法附則第十五条	第 17 項	（鉄道事業再構築事業）	440		1	4	
	第 18 項	（バイオ燃料製造設備）	450		1	2	
			460		2	3	
	第 20 項	（国際戦略港湾等の荷さばき施設等）	470		1	2	
			480		2	3	
	第 21 項	（津波対策に資する港湾施設等）（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	490		－	－	
	第 23 項	（津波避難施設等）（指定避難施設（わがまち特例）適用分）	500		－	－	
		（津波避難施設等）（協定避難施設（わがまち特例）適用分）	510		－	－	
	第 24 項	（移動等円滑化のための設備）	520		2	3	
	第 25 項	（太陽光1,000kw未満）（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	530		5	6	
		（太陽光1,000kw以上）（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	540		11	12	
		（風力20kw未満）（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	550		11	12	
		（風力20kw以上）（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	560		5	6	
		（水力5,000kw未満）（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	570		1	3	
		（水力5,000kw以上）（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	580		7	12	
		（地熱1,000kw未満）（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	590		5	6	
		（地熱1,000kw以上）（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	600		2	3	
		（バイオマス10,000kw未満）（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	610	68,060	1	3	22,687
		（バイオマス10,000kw以上20,000kw未満）（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	620		1	2	
	第 26 項	（鉄道耐震補強設備）	630		2	3	
	第 27 項	（特定貨物取扱埠頭の港湾施設）	640		2	3	
	第 28 項	（浸水防止用設備）（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	650		2	3	

※地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「－」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
0 3 2 0 5 1	7 5

第75表　市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（３）
（法附則第15条関係つづき）

都道府県名　岩手県

市町村名　花巻市

区分		行番号	(1) 決定価格 (A)（千円）	(2) 課税標準の特例率 (B)	(3) 課税標準の特例率 (C)	(4) 課税標準額 (A)×(B)/(C)（千円） (D)
法附則第十五条	第 29 項（特別特定技術基準施設の耐震化）	660		1	2	
		670		5	6	
		680		2	3	
	第 30 項（無電柱化）	690		1	2	
		700		2	3	
		710		3	4	
	第 32 項（特定事業所内保育施設）（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	720	22,890	1	3	7,630
	第 34 項（帰還環境整備推進法人）	730		1	3	
	第 35 項（地域福利増進事業）	740		2	3	
		750		3	4	
	第 36 項（農業協同組合等共同利用機械）	760		1	2	
	第 37 項（認定就農者）	770		2	3	
	第 39 項（滞在快適性等向上施設）	780		1	2	
	第 40 項（ローカル５G）	790		1	2	
	第 41 項（シェアサイクルポート）	800		3	4	
	第 42 項（雨水貯留浸透施設）（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	810		－	－	
	第 44 項（カーボンニュートラルポート）	820		2	3	
	第 45 項（先端設備等）	830		1	2	
	（賃上げ目標設定事業者）	840		1	3	
	第 46 項（道路運送高度化事業）	850		1	3	
	合計	860	107,608	－	－	36,229

※地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「－」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
0 3 2 0 5 1	7 6

第76表　市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（４）
（法附則第15条関係）

都道府県名　岩手県

市町村名　花巻市

区分		行番号	(1) 決定価格 (A)（千円）	(2) 課税標準の特例率 (B)	(3) 課税標準の特例率 (C)	(4) 課税標準額 (A)×(B)/(C)（千円） (D)
法附則第十五条	旧第１項（倉庫等）	010		2	3	
		020		3	5	
	旧第３項（公害防止設備）	030		1	3	
		040		2	3	
		050		3	4	
		060		1	2	
	旧第５項（公共危害防止構築物）	070		3	5	
		080		1	2	
		090		1	3	
	旧第６項（公害防止優良更新施設）	100		1	2	
		110		2	3	
	旧第７項（産業廃棄物焼却施設等）	120		2	3	
		130		5	6	
	旧第７項（日本貨物鉄道㈱の新造車両））	140		3	5	
	旧第８項（雨水貯留浸透施設）	150		2	3	
		160		1	2	
	（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	170		－	－	
	旧第14項（旧国際電信電話㈱）	180		3	5	
		190		1	2	
	旧第14項（新造車両（流通業務））	200		2	3	
		210		3	5	
	旧第15項（地方卸売市場）	220		4	5	
		230		3	4	
	旧第17項　①（立体交差化施設）	240		1	6	
	旧第17項　②（旧交納付金法附則第19項）	250		－	－	
	旧第17項　③（旧交納付金法附則第20項）	260		－	－	
	旧第19項（指定法人等の大規模外貿埠頭）	270		1	2	
	旧第20項（水力発電施設の魚道）	280		2	3	
	旧第20項（貨物鉄道に対する貸付資産）	290		1	2	
	旧第20項（スーパー中枢港湾）	300		1	2	
	旧第21項（国立大学校舎）	310		1	2	
	旧第27項（指定会社等の特定用途港湾施設）	320		1	2	

※地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「－」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
0	3	2	0	5	1	7	6

第76表　市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（４）
（法附則第15条関係つづき）

都道府県名	岩手県
市町村名	花巻市

区分		行番号	(1) 決定価格 (A)（千円）	(2) 課税標準の特例率 (B)	(3) 課税標準の特例率 (C)	(4) 課税標準額 (A)×(B)/(C) (D)（千円）
法附則第十五条	旧第29項（旧交納付金法附則第17項）	330		－	－	
	旧第31項（熱電併給型動力発生装置）	340		5	6	
		350		11	12	
	旧第36項（公共荷さばき施設）	360		1	2	
	旧第36項（対象特定電気通信設備）	370		3	4	
	旧第37項（一般廃棄物処理施設）	380		1	2	
		390		1	4	
	旧第37項（放送ネットワーク災害対策用設備）	400		3	4	
	旧第37項（立地誘導促進施設）	410		2	3	
	旧第39項（国家戦略特区）	420		1	2	
	旧第40項（認定誘導事業により取得した公共施設等）（地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	430		－	－	
	旧第41項（先端設備等）	440	101,231	0	0	0
	合計	450	101,231	－	－	0

※地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「－」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
0	3	2	0	5	1	7	7

第77表　市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（５）
（法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 法附則第16条の2, 旧法附則第16条の2）

都道府県名　岩手県

市町村名　花巻市

区分				行番号	(1) 決定価格 (A)（千円）	(2) 課税標準の特例率 (B)	(3) 課税標準の特例率 (C)	(4) 課税標準額 (A)×(B)/(C)（千円）
法附則第十五条の二	第１項		①（旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設）	010		1	3	
	第二項		①（ＪＲ北海道・四国に係る特例）	020		1	2	
		ＪＲ北海道・四国に係る特例と法第三百四十九条の三各項との連乗	②（新線構築物）	030		1	6	
				040		1	3	
			③（新線立体交差化施設）	050		1	12	
				060		1	6	
			④（新幹線鉄軌道用資産）	070		1	12	
				080		1	6	
			⑤（青函・本四　鉄道施設）	090		1	12	
			⑥（青函・本四　新線構築物）	100		1	36	
				110		1	18	
			⑦（青函・本四　新線立体交差化）	120		1	72	
				130		1	36	
			⑧（青函・本四　変・送電用資産）	140		1	20	
			⑨（河川事業等に係る鉄軌道用資産）	150		1	3	
				160		5	12	
				170		1	12	
				180		1	6	
			⑩（車庫構築物・立体交差化施設）	190		1	6	
			⑪（変・送電用資産）	200		3	10	
			⑫（新造改良車両（鉄道事業））	210		1	3	
				220		3	10	
			⑬（鉄道耐震補強設備）	230		1	3	

地方公共団体コード	表番号
0 3 2 0 5 1	7 7

第77表　市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（５）
（法附則第15条の2,法附則第15条の3,法附則第16条の2,旧法附則第16条の2つづき）

都道府県名　岩手県

市町村名　花巻市

区分		行番号	(1) 決定価格 (A)（千円）	(2) 課税標準の特例率 (B)	(3) 課税標準の特例率 (C)	(4) 課税標準額 (A)×(B)/(C)（千円） (D)
法附則第十五条の三	①（旅客会社等に係る承継特例）	240		3	5	
旧交納付金法との連乗（承継特例とJR北海道・四国に係る特例、）	②（旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設）	250		－	－	
	③（ＪＲ北海道・四国に係る特例）	260		3	10	
	④（ＪＲ北海道・四国に係る特例・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設）	270		－	－	
法附則第16条の２	旧第11項（平成28年熊本地震　被災代替償却資産）	280		1	2	
法附則第16条の２	旧第11項（阪神・淡路大震災・立体交差化施設）	290		1	3	
法附則第16条の３	第11項（平成30年７月豪雨　被災代替償却資産）	300		1	2	
合計		310	0	－	－	0

地方公共団体コード						表番号	
0	3	2	0	5	1	7	8

第78表　市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（６）
（法附則第56条,法附則第56条の2等）

都道府県名　岩手県

市町村名　花巻市

区分			行番号			(1) 決定価格 (A)（千円）	(2) 課税標準の特例率 (B)/(C) (B)	(3) 課税標準の特例率 (B)/(C) (C)	(4) 課税標準額 (A)×(B)/(C) (D)（千円）
法附則第56条		第12項（東日本大震災）	0	1	0		1	2	
		第15項（東日本大震災・居住困難区域）	0	2	0		1	2	
法附則第五十六条の二	旧第３項	（被災代替鉄道施設等）	0	3	0		2	3	
	旧第４項	①（被災特定地方交通線）	0	4	0		1	4	
		②（新線構築物）	0	5	0		1	6	
		③（新線立体交差化施設）	0	6	0		1	12	
		④（河川事業鉄軌道用資産）	0	7	0		5	24	
			0	8	0		1	12	
令和３年地方税法等改正 法附則第12条第９項（旧法附則第64条）		（新型コロナ先端設備等）～R3.3.31取得分（構築物のみ）	0	9	0		0	0	
令和３年地方税法等改正 法附則第13条第1項（旧法附則第64条）		（新型コロナ先端設備等）R3.4.1～R5.3.31取得分	1	0	0	556,507	0	0	0
合計			1	1	0	556,507	－	－	0

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「－」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
0 3 2 0 5 1	7 9

第79表　償却資産の段階別納税義務者数に関する調（市町村計）

都道府県名	岩手県
市町村名	花巻市

区分			行番号	(1) 納税義務者数（人）	(2) 課税標準額（千円）
150万円未満のもの			010	3,386	1,065,634
150万以上160万円未満のもの			020	35	54,196
160万以上170万円未満のもの			030	38	62,711
170万以上180万円未満のもの			040	33	57,733
180万以上190万円未満のもの			050	33	61,172
190万以上200万円未満のもの			060	24	46,877
200万以上250万円未満のもの			070	108	242,810
250万以上300万円未満のもの			080	98	268,094
300万以上1,000万円未満のもの			090	484	2,782,444
1,000万以上2,000万円未満のもの			100	211	3,060,724
2,000万以上3,000万円未満のもの			110	83	2,037,301
3,000万以上1億円未満のもの			120	145	7,804,967
1億円以上のもの			130	114	80,455,555
計			140	4,792	98,000,218
計の内訳	法第389条関係	大臣配分分	150	21	42,534,486
		知事配分分	160		
	法第743条関係		170		

地方公共団体コード	表番号
0 3 2 0 5 1	8 0

第80表　償却資産の段階別納税義務者数に関する調（個人分）

都道府県名	岩手県
市町村名	花巻市

区分			行番号	(1) 納税義務者数（人）	(2) 課税標準額（千円）
150万円未満のもの			010	2,579	679,793
150万以上160万円未満のもの			020	18	27,724
160万以上170万円未満のもの			030	16	26,384
170万以上180万円未満のもの			040	20	34,876
180万以上190万円未満のもの			050	12	22,146
190万以上200万円未満のもの			060	9	17,534
200万以上250万円未満のもの			070	49	108,883
250万以上300万円未満のもの			080	33	89,929
300万以上1,000万円未満のもの			090	142	807,531
1,000万以上2,000万円未満のもの			100	31	439,119
2,000万以上3,000万円未満のもの			110	7	166,310
3,000万以上1億円未満のもの			120	4	190,432
1億円以上のもの			130		
計			140	2,920	2,610,661
計の内訳	法第389条関係	大臣配分分	150		
		知事配分分	160		
	法第743条関係		170		

地方公共団体コード	表番号
0 3 2 0 5 1	8 1

第81表　償却資産の段階別納税義務者数に関する調（法人分）

都道府県名　岩手県

市町村名　花巻市

区分			行番号	(1) 納税義務者数（人）	(2) 課税標準額（千円）
150万円未満のもの			010	807	385,841
150万以上160万円未満のもの			020	17	26,472
160万以上170万円未満のもの			030	22	36,327
170万以上180万円未満のもの			040	13	22,857
180万以上190万円未満のもの			050	21	39,026
190万以上200万円未満のもの			060	15	29,343
200万以上250万円未満のもの			070	59	133,927
250万以上300万円未満のもの			080	65	178,165
300万以上1,000万円未満のもの			090	342	1,974,913
1,000万以上2,000万円未満のもの			100	180	2,621,605
2,000万以上3,000万円未満のもの			110	76	1,870,991
3,000万以上1億円未満のもの			120	141	7,614,535
1億円以上のもの			130	114	80,455,555
計			140	1,872	95,389,557
計の内訳	法第389条関係	大臣配分分	150	21	42,534,486
		知事配分分	160		
	法第743条関係		170		